

2. 人権教育研究

(1) 本学における同和問題の発端と人権教育研究の取り組みの歴史

大学紛争が収まり、大学改革へ向けて具体的な動きを示し始めた1971年の11月30日、商学部の英語クラスで起こった差別発言事件は、今日までの本学における同和教育への、ひいては人権教育への取り組みを促す端緒となった。つまり、この事件を契機に、差別を差別として捉えられないままに、部落問題を知らない学生を社会に送り出していることについて、キリスト教主義を標榜している大学として、その社会的、教育的責任をどのように考えるかを明確にすることが求められた。以後、本学の同和教育は、引き続き起こる差別事件の中で、この問いかけにいかに応え、その社会的・教育的責任をいかにとるかという視点から取り組まれていった。

まず、具体的な取り組みに関しては、1971年12月20日に、この問題の重要性を認め、その取り扱いを一学部の問題とはせず、全学的な問題として大学評議会が取り組むべき問題であることを明らかにし、更に24日には、1973年度から同和問題に関する総合コースを開設する構想を明らかにした。その年には「日本社会と部落問題 - 国際比較的位置付け - 」を開講した。この総合コースはタイトルとテーマに若干変更はあったが今日まで継続している。さらに、同和問題の位置付けに関しては、1972年1月21日に、大学における同和問題への取り組みが不十分であったことを認めたとうえで、その取り組みの目的が「わが国の真の意味での民主主義の確立」のために必要な「差別の解放」であるとの学長談話を発表した（『上ヶ原ジャーナル』26号）。

このような当初の取り組みを前提に、大学執行部は、1972年6月14日の『K.G.Today』で「同和問題に取り組む基本姿勢」を明らかにした。それは、商学部での差別発言事件を契機として、大学の責任を追求する声があがるまで同和問題に対する認識の甘さを十分に自覚し得なかったことに対する反省に立って、ようやく大学としての本格的な取り組みの決意を示すものであった。こうして本学の主体的取り組みが開始された。以後行われた同和教育体制の整備と同和教育推進の主な具体的取り組みは以下のとおりである。

- ・1972年2月4日 同和問題委員会の設置（学長の諮問機関）

- ・1975年1月13日 「同和問題委員会」答申

「同和教育は本学に課せられた真に共同の課題」であるとの認識から、同和問題委員会を学長の諮問機関にとどめておくことなく、教学の最高議決機関としての「大学評議会において選定されるべきものであり」、学長は「その意思決定に基づいて、教務、学生両部に指示を与えることによってその決定を執行すべきである」と答申。

- ・1975年7月7日 同和教育委員会の設置（同和問題委員会を発展的に解消したもの）

この委員会の設置により、同和教育体制における大学評議会、学長、同和教育委員会、及び各学部の責任と関係が明確にされた。

- ・1975年9月9日 「同和教育の基本方針」の決定

「同和問題に取り組む基本姿勢」を再考し、同和問題への取り組みをより組織的かつ継続的なものとして再出発させるための問題提起を行った。そこでは、以下の5点が明らかにされた。

建学の精神と同和問題

本学は神の前の「人間の平等」と「人格の尊厳」を「隣人愛」において尊重するキリスト教精神を教育理念としている以上、全構成

員は、その建学の理念と同和問題との深い関わりを認識し、問題を全学的課題として取り組むことが要請された。

大学と同和問題

部落差別完全解消という最終課題との関連において、大学が社会から要請されている最大の使命は、政治的あるいは社会的運動体に期待されるそれではなく、あくまで自主・自立的な研究教育機関としての働きにあることが明らかにされた。

研究活動と同和問題

部落差別の実体が、政治的・経済的・社会的・心理的な諸要因が錯綜する極めて複雑な重層構造から成り立っているという視点に立ち、その研究に当たっては、学内の関連各分野の研究者を結集した学際的研究が早急に組織化され、なお未着手といわれているこの分野での研究的寄与とともに、その成果の同和教育への展開が必要であると指摘された。

大学における同和教育

同和教育によって部落差別の実体に学び、差別の不条理性・不合理性を徹底的に認識することを通して、われわれの意識の奥深くに眠る差別意識を克服するという意識変革が求められる。

関連する問題

部落差別問題の本質的・客観的把握のために、在日朝鮮人問題や身体障害者問題等に関しても、それを差別的事象として、同和問題と同様の、大きな関心と積極的な取り組みが必要とされる。

- ・ 1975年10月3日 「同和教育の企画」の決定

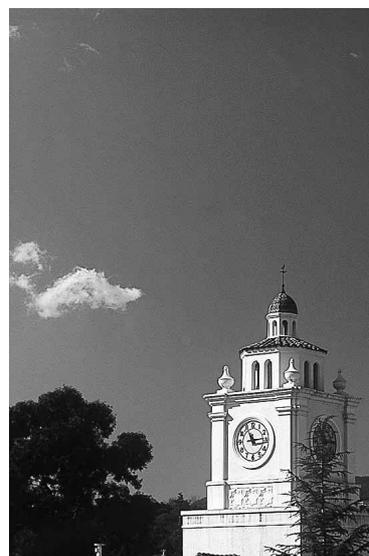
同和教育研究プロジェクト・チームの設立。教職員研修会・研究会の充実、新入生に対する「同和問題オリエンテーション」の実施等全学生を対象とした教育機会の提供が要請された。

- ・ 1979年12月11日 同和教育連絡協議会の設置を決定

各学部の自治を前提としながらも、同和教育に関する大学執行部と各学部の連絡・協力を進めるための機関で、各学部の同和教育（人権）委員会選出の委員により構成される。

- ・ 1984年2月14日 同和教育委員会答申「本学における同和教育の総括と今後取り組むべき課題」

1983年6月8日に経済学部で発見された差別落書きや、1980年6月以降に発見された民族差別落書きにみられるような、これまで以上に差別的かつ攻撃的となった差別落書きに対する現状分析の中で、その背後に世界を取り巻く社会情勢の変化を挙げながらも、それを許したわれわれの同和教育のあり方を点検した。その結果、以下の取り組むべき課題を指摘した。第一に、従来の同和教育における知識偏重の克服と、第二に、建学の精神を明確にし、学問・知識と両輪の一つをなす、自己のエゴイズムの克服と自らを愛の主体へと変革する人間形成、第三に、部落差別、民族差別、身体障害者差別、女性差別へと、その克服すべき差別に対する視野を拡大する中で、人権教育への総合的視点が強調された。だが、本質において等しく人権問題であるとはいえ、それぞれの問題の歴史、現実的相違を考慮して、ただちに同和教育委員会や身体障害者問題委員会を人権教育委員会に改組転換することは、時期尚早として見送られた。そこで、本学の人権教育は同和教育委員会を中心として、他の人権にかかわる委員会との密接な協力のもと、進められるべきだとされた。そして最後に、「あらゆる差別を見抜く眼の確立と、差別を許さぬ心の陶冶」という原点を再確認した。このような視点によって、この答申は資料とともに印刷され、以降、多少の改訂を行いつつも、『人権問題資料集』とともに、本学の同和教育を中



心とする人権教育の資料として、1997年度までその改訂版が学生に配付された。

- ・ 1985年 4月 5日 人権教育検討委員会発足と資料室の設置
 大学執行部、同和教育委員会、同和教育研究プロジェクト・チーム、人権関連の各総合コース代表者からなる委員会で、本学における人権教育の全体像を総合的視点から検討整備するための委員会が発足された。
- ・ 1986-89年 「新入学生部落問題意識調査」の実施
 同和教育における知識偏重の克服という問題の重要性が再確認され、知識から生き方への意志へと結び付く教育のあり方を探求することが必要であるとされた。
- ・ 1989年 3月24日 「身体障害者問題委員会」答申
 「身体に障害を持つ学生を大学に受け入れ、それらの学生に＜教育＞を保証すること、このことが大学としての最大の課題である。そして＜進路指導＞は、この＜教育＞の一貫としての大きな部分をなしている」との学長見解（1986年12月）に基づく学内ネット・ワークの構想が提案された。
- ・ 1991年 4月 1日 「本学における同和教育の総括と今後取り組むべき課題」補足増補版
- ・ 1992年 4月 1日 人権教育委員会の設置（人権問題に関する諸委員会を発展的に解消したもの）
- ・ 1993年12月17日 人権教育委員会答申（1993年 5月18日付学長諮問「人権教育委員会のあり方と今後における本学の人権教育の推進についての、1992年度人権教育委員会答申の具体化について」に対する答申）

人権教育委員会の機構

人権・差別問題を総合的に把握するために、総合コースの人権教育科目において教育を、同和教育研究プロジェクト・チームにおいて研究を、人権問題講演会において啓発・サービス活動を、「人権教育委員会室」において資料・図書の収集をそれぞれ担当し、これら4本柱が互いに刺激し合いつつ同時に、それぞれ独自の機能が目的達成にむけて発揮されるべきであるとした。さらに、組織については、「大学第二次中長期計画」の中で言及されている「人権教育研究室」の将来的な位置づけを明確に内実化すべく、上述の4機能に関連する事務を集中的に執行する機構として「人権教育・研究センター」構想を提言した。

人権教育関連科目

総合コース中の人権教育関連科目を総合教育科目の一列に位置づけることを提案した

1992年度の「人権教育委員会答申」を踏まえ、具体的方策として、総合教育科目において第4系列に位置づけられる総合コースの人権関連科目を拡充させ、その上で、人権教育系列として定着させるべきであると提案した。その際、「高齢者問題」、「外国人労働者問題」、「環境問題」、「南北問題」、「民族問題（とりわけ“先住民族問題”）」やこれらの学際的教育研究の必要性が主張された。専門教育科目に関しては、教職課程における「人権教育の研究」の充実、「環境問題」に関する科目の設置、また、各学部の専門教育科目の中にも総合教育科目において示したような人権教育関連科目を加えることが要請された。

- ・ 1994年11月17日 人権教育委員会答申（1994年 5月 6日付の学長諮問「1993年度人権教育委員会答申の具体化のための組織の

あり方、およびそれに関わる本年度の具体的任務について」に対する答申)

センター・研究所構想が未確定な時点での「人権教育・研究センター」構想の実現の提言は不可能であるとの判断から、「大学第二次中長期計画」中にある「人権教育研究室」を学長に属する研究室として設置することを提言した。

- ・1995年2月17日 大学評議会において人権教育研究室の設置が承認。
- ・1995年4月1日 人権教育研究室設置
- ・1996年12月20日 「人権教育委員会、人権教育研究室および同和教育研究プロジェクト・チームの改組転換に関する答申」(人権教育委員会・人権教育研究室・同和教育研究プロジェクト・チーム)

次の2点を提言した。

恒常的委員会としての人権教育委員会を廃止する。

人権教育研究室を改組し、その機能を研究、教育、運営の3つとし、それらを果たすべく、同研究室に評議員会を設置する。

- ・1997年3月7日 大学評議会において人権教育委員会規程の廃止を承認、また、同和教育研究プロジェクト・チームの解散を決定。
- ・1997年3月31日 人権教育委員会廃止。同和教育研究プロジェクト・チーム解散
- ・1997年4月1日 人権教育研究室規程改正
人権教育研究室が人権に関する研究・教育・啓発推進のための統合的機関として位置づけられる。

(2) 人権教育研究室

1995年に設置された人権教育研究室は、1997年以来、評議員会、室長室会、教育部会、研究部会からなる体制で、学内の人権に関する研究・教育・啓発推進のための統合的機関として、期待された役割を果たすべく、次のような活動を行っている。

教育(授業運営)

人権関係総合コースの代表者と学部開講人権科目の担当者、各学部及び学長直屬教員から選出された運営委員により構成される教育部会が相互に協力しながら授業運営に当たっている。

従来から開講している人権関係総合コース(「部落問題」「障害者問題」「在日朝鮮人問題」「男性社会と女性」と総合政策学部開講人権科目「差別と人権」)に加え、2001年夏の理工学部(2001年度までは理学部)の神戸三田キャンパスに移転を機に、両キャンパスで等しく人権関係科目を履修できるように、また教職課程履修者の人権教育科目履修機会の確保の観点から、2002年度から新たに、神戸三田キャンパスで総合コース「人権と共生」を開講するとともに遠隔授業システムにより「在日朝鮮人問題」を両キャンパスで開講した。神戸三田キャンパスでのこれらの科目の開講にあたっては、人権教育研究室教育部会名で学生に対する情宣活動も行った。しかしながら、学生の認知度は必ずしも高くなく受講者数の伸び悩みが見られる。また、遠隔授業については、両キャンパスの授業時間帯が一致していないことによる授業時間のズレ、機器が正確に作動しないこと、受講者数が少ないにも関わらず大教室で実施されることと対面式でないことによる緊張感の欠如等課題が多い。

今後の展望

- ・「教育部会」は研究部会の成果を踏まえて大学としての具体的プログラ

ムを展開する企画を立て、大学各部課との連携を図りながら人権教育を進めていくことが期待されているが、現状は専ら人権関係総合コースの運営となっており、その実務面も多くを教務部に負っている。人権教育研究室が期待された任を果たすためには、諸条件の整備が求められており、検討が必要である。

- ・神戸三田キャンパスでの人権科目に関し、授業時間帯の問題については、2004年度から両キャンパスの授業時間帯が統一されるので解消される。また、「在日朝鮮人問題」の遠隔授業実施については2005年度から廃止し、両キャンパスそれぞれで開講する方向で検討を進めている。
- ・従来から取り組んできている人権教育の枠にとらわれず幅広く人権を捉えた入門的な科目を、人権教育研究室が核となって、2004年度から提供できるよう準備を進めている。
- ・人権教育科目は、大学が責任をもって主体的に進めるべき授業科目であり、総合コースから独立させた形での開講形態も課題である。また、現在は、授業運営を学外の講師に頼っており、代表者の確保にも毎年苦慮している。この状況の是正についても大学執行部・人権教育研究室・教務部が連携して検討が開始されている。

啓発活動

ア．大学主催人権問題講演会の企画

後述の大学主催人権問題講演会開催にあたり、講師選定等の実質的業務を担っている。

イ．『KG人権ブックレット』の発行

1997年から、「人権教育のための国連10年」の周知を図るべく毎年人権週間に発行し、人権関係総合コースの履修者や高中部も含めた教職員に配付している。2000年度～2002年度の内容は次のとおり。

- ・各号掲載
 - 「人権教育のための国連10年(国連総会決議)」
 - 「国連人権教育の10年(1995 - 2004)行動計画」
 - 「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」
- ・No. 4 (2000年12月)
 - 「総合コース『男性社会と女性』の問いかけるもの」
 - 井上琢智 氏(経済学部教授)
 - 「平和及び非暴力の文化のためのマニフェスト2000 (2000年宣言) - ユネスコ - 」
 - 「平和の文化国際年」(外務省・文部省)
- ・No. 5 (2001年12月)
 - 「人権文化を育む」(2001年度春季人権問題講演会講演録)
 - 友永健三 氏(社団法人部落解放・人権研究所所長)
 - 「2001年ボランティア国際年」
 - 経済社会理事会報告(1997年11月17日)
 - 経済社会理事会報告(1997年11月20日)
 - 総会決議(1998年1月15日)
- ・No. 6 (2002年12月)
 - 2002年度大学主催春季人権問題講演会講演録
 - 「New Comerと呼ばれる人々 - ホーム・レス問題への一視角」
 - 遠藤比呂通 氏(弁護士)
 - 「重症障害新生児の人権と緩和的医療 - 『命をもてあそぶ医療』から『命をいつくしむ医療』へ」
 - 船戸正久 氏(淀川キリスト教病院副医務部長、小児科部長)

研究活動

研究部会が、4つの指定研究(「日本近代化と部落問題 - 社会的差別の多様な展開と部落差別 -」、「クロス・ボーダー時代の差別と人権」、「関西学院と人権教育 - 『国連人権教育の10年』とともに」、「グローバリゼーションと人権教育」(2001年度から))と、研究員及び研究協力員による月1回程度の研究会を中心に研究活動を展開し、その成果を毎年度末発行の機関誌「関西学院大学人権研究」に掲載している。

また、従来より研究活動の一層の活性化が求められていたが、人権問題への関心を高め、学内から積極的・主体的に人権研究への取り組みが生まれてくるような環境づくりの観点から、2002年度に研究員の公募を行った。これにより2003年度から1名の公募研究員が在籍することとなった。

今後の展望

研究と教育を切り離して考えるのではなく、授業に資することのできる研究という観点が必要であり、指定共同研究を基礎とした授業を将来展開できるようにしたいと考えている。

また、人権問題の多様化に伴い、様々な取り組みの間の連携をはかるために地方公共団体や人権関係諸団体等とのネットワーク形成が必要であり、将来的にはネットワークの拠点となり得るようソフト面・ハード面での整備が望まれる。

(3) 大学の取り組み

「人権問題」の意味が多様化する中、本学が従来から取り組んできている「部落問題」「在日朝鮮人問題」「障害者問題」「女性問題」という枠組みを超えて、あらゆる問題を差別・人権の問題として捉えなくてはならない。「人権教育のための国連10年」(国連総会決議)なども踏まえ、人権問題に対する大学の姿勢を今一度問い直す時期にきている。人権教育・研究は、ともすれば関心を持つ者のみが行うという形になりがちであるが、大学構成員の普遍的課題であるという立場にたち、大学が絶えず啓発に努めなければならない。そのためにも大学執行部と人権教育研究室が協力してその任にあたるとともに、特に教育については上記のとおり教務部とも連携を取りながら取り組む必要があり、大学第三次中長期計画及び基本構想アクション・プログラムの中で具体的なプログラム等の提示ができるよう検討を開始している。

なお、2000～2002年度の取り組みは次のとおり。

大学主催人権問題講演会

本学では、1972年度以降、「部落問題」(1972年度以降)、「在日朝鮮人問題」(1978年度以降)、「障害者問題」(1978年度以降)、「女性問題」(1985年度以降)を差別の問題として捉え、春と秋に人権問題講演会を開催してきているが、2000～2002年度は、最近の動向を踏まえ、共通テーマ「アジアと人権」(1996～2000年度)、総合テーマ「Culture of Human Rights - 人権文化を育む」(2001～2004年度)のもと、様々な問題を人権の問題と捉え、幅広いテーマで講演会を開催している

<2000年度>

6月8日 於 神戸三田キャンパス

演 題： 博物館から見える差別と人権

講 師： 朝治 武 氏(大阪人権博物館学芸課長)

- 6月15日 於 西宮上ヶ原キャンパス・神戸三田キャンパス
演 題： 報道現場から「報道と人権」を考える
講 師： 中川 健一 氏（ジャーナリスト）
- 6月20日 於 西宮上ヶ原キャンパス
演 題： 地域に根ざしたボランティア活動をめざして
- 主婦のボランティア活動を通して見たこと、感じたこと -
講 師： 伊藤登志子 氏（イビル・イビルの会代表）
- 11月28日 於 西宮上ヶ原キャンパス
演 題： チャレンジド（障害者）や高齢者が元気と誇りを持って働ける国に
講 師： 竹中 ナミ 氏（社会福祉法人プロップ・ステーション理事長）
- 11月30日 於 神戸三田キャンパス
演 題： いのちを守る - 出生前診断をめぐって -
講 師： 兼清 章 氏（全国キリスト教障害者団体協議会会長）
- 12月5日 於 西宮上ヶ原キャンパス
演 題： 「ザイニチ」 - 歴史の闇の印から、共生のコンタクト・ゾーンへ -
講 師： 金 性済 氏（在日大韓基督教会川崎教会牧師）

<2001年度>

- 6月7日 於 西宮上ヶ原キャンパス・神戸三田キャンパス
演 題： 人権文化を育む
講 師： 友永 健三 氏（社団法人部落解放・人権研究所所長）
- 6月14日 於 西宮上ヶ原キャンパス
演 題： ボランティア体験に学ぶ - インド震災レポート
講 師： 古家後葉子 氏（アジア協会アジア友の会会員）
- 12月4日 於 西宮上ヶ原キャンパス
演 題： ボランティア活動の新しい風
講 師： 早瀬 昇 氏（社会福祉法人大阪ボランティア協会事務局長）
- 12月11日 於 西宮上ヶ原キャンパス
演 題： STOP ザ・セクハラ
講 師： 石田法子 氏（大阪弁護士会副会長）
- 12月13日 於 神戸三田キャンパス
演 題： パネルディスカッション
バイオVSモラル - 生命科学と倫理学のジョイント・フォーラム
講 師： 木下 勉 氏（本学理学部教授）
山崎 洋 氏（本学理学部教授）
鎌田 康男 氏（本学総合政策学部教授）
細見 和志 氏（本学総合政策学部助教授）

<2002年度>

- 6月4日 於 西宮上ヶ原キャンパス
演 題： New Comerと呼ばれる人々 - ホーム・レス問題への一視角
講 師： 遠藤比呂通 氏（弁護士）
- 6月13日 於 西宮上ヶ原キャンパス
演 題： 重症障害新生児の人権と緩和的医療 - 「命をもてあそぶ医療」から「命をいつくしむ医療」へ
講 師： 船戸 正久 氏（淀川キリスト教病院副医務部長、小児科部長）

- 6月20日 於 神戸三田キャンパス
 演 題： 日本で外国籍の人が病気になったら…
 講 師： 榎本てるこ 氏（日本基督教団京都教区巡回牧師）
 青木理恵子 氏（NPO法人CHARMディレクター）
- 11月21日 於 西宮上ヶ原キャンパス
 演 題： 「阪神・淡路大震災」から8年
 - 被災地から見えた「社会」とわたしたちの「暮らし」 -
 講 師： 柴田 信也 氏（日本基督教団兵庫教区被災者生活支援・
 長田センター主事）
- 11月22日 於 西宮上ヶ原キャンパス
 演 題： 世界の人権と国連・NGO～職業と世系に基づく差別を中心
 に
 講 師： Peter Nigel Prove 氏（世界ルーテル連盟国際問題及び人権
 に関する事務総長補佐）
- 11月25日 於 西宮上ヶ原キャンパス・神戸三田キャンパス
 演 題： セクシュアル・ハラスメントの防止と対応
 講 師： 雪田樹理 氏（弁護士）

今後の展望

聴衆の少なさが問題となっていたが、従来からの枠にとらわれず、関心を寄せやすい幅広いテーマ・趣旨で講演会を開催するようにしたこと、講演録を掲載した「KG人権ブックレット」を人権関係総合コースの履修者や教員に配付したこと、また、人権関係総合コースや他の授業枠に講演会を設定する等の努力の結果、聴衆は増加傾向にある。しかしながら、学生・教員の参加が十分であるとはいえず、今後も内容と情宣活動に工夫を凝らす必要がある。

『人権問題資料集』の発行

人権関連の法令等を収録した標記資料集を作成し、毎年新入生全員及び新任教職員に配付している。大幅な法令改正があった場合は全教員に配付する。また、一部人権関係科目等で参考書として利用されている。

今後の展望

世の中の人権意識の高まりにより、様々な法令等が制定されている。今後掲載の方針の確立が必要となるであろう。また巻頭言「はじめに」は、歴史的意味のある文書として今後も掲載する必要はあるが、1988年4月に大学から出されたものであり、21世紀を迎えての大学の人権教育に対する基本方針を示すことが望まれる。

各学部での動向

各学部は、入学式の行事の一環として、新入生全員に対するオリエンテーションを開催し、人権問題講演会を行うとともに、上記の『人権問題資料集』を配布し、人権教育の重要性を訴えている。また、教職員に対しても研修会・研究会を開催している。

セクシュアル・ハラスメントに関する意識啓発

全教職員を対象とした啓発ビデオ上映会、啓発ポスターの作成、大学主催人権問題講演会、「セクシュアル・ハラスメント防止のためのガイドライン」の配付等により、学生・教職員の意識啓発に取り組んでいる。特に「セクシュアル・ハラスメント防止のためのガイドライン」の学生への配付にあたっては、説明のためには教員自身がガイドラインを読む必要があり、

学生の啓発と同時に教員の意識啓発になるとの趣旨から、担当教員に演習・ゼミ（学部・大学院）単位で説明を加えて配布してもらうようにしている。

詳細は「人権擁護と危機管理」の章を参照。

障害学生支援

本学は、戦前より全国の大学に先駆けて身体障害学生を受け入れ、また、1975年以降、障害学生支援を障害者の基本的権利の問題として取り組んできている。特に聴覚障害学生への具体的な対応を検討したことを契機に、1999年に「障害学生支援システム検討委員会」を設置し、大学として組織的な取り組みを行った。この委員会のもと、同年12月には受験生向けに「身体障害学生への支援について - 受験及び学習に関して」を作成・配付し、2000年4月には「障害学生支援のための教員用マニュアル」を作成し、専任・非専任教員全員に配付した。また、全学的な障害学生支援のための基本方針を検討する障害学生支援連絡会と具体的な支援方法を検討する障害学生支援実務連絡会を設置した。必要に応じてこれらを開催し、障害学生の勉学環境の整備に努めている。

今後の展望

大学における日常的な支援活動としては、「関西学院大学視覚障害学生のためのボランティア・グループ」が点訳・朗読を行っている。大学全体としては、援助体制の整備に努めているが、まだ十分であるとは言い難く、実際に生じている様々なケースの要請にも応えられていないことがあり、一層の努力が求められる。